

# 平成 24 年度税制改正大綱に対する要望書

財務大臣 安住 淳 殿

平成 24 年 1 月 20 日  
東京青年税理士連盟  
会長 池田 充  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
代々木リビン 401 号  
電話 03-3356-2916

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約 500 名により組織されている団体で、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

当連盟では、平成 23 年 12 月 10 日に公表された平成 24 年度税制改正大綱(以下「大綱」といいます。)について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみて問題点があり、不十分であるため下記事項について要望いたします。

## 1. 給与所得控除の見直しについて

### [ 要望内容 ]

給与所得控除の上限設定には賛同するが、その前提として「特定支出」の範囲拡大が必要である。「特定支出控除の見直し」で示された範囲では給与所得者の財産権を侵害する恐れがある。

### [ 要望理由 ]

(1) 大綱には「給与所得控除に上限を設けることに併せ、特定支出控除を使いやすくする観点から、特定支出の範囲を拡大するとともに、特定支出控除の適用判定の基準を見直すこととします。」とある。

しかし、給与所得控除は「専ら給与所得に係る必要経費の控除」であるということからすれば、特定支出控除を使いやすくする観点で判断してはならない。

必要なことは、給与所得控除額を超える「必要経費」(理論上の必要経費)を要した人の担税力を適切に計算することである。よって、給与所得控除だけではなく特定支出控除を十分に追加して控除し、給与所得者の財産権を侵害しないものとする必要がある。

具体的には、給与所得に係る「必要経費」の額の合計額が給与所得控除額のうち勤務費用の概算控除相当額を超えるときは、その超える金額を給与所得控除後の金額から差

し引くことができる制度とすべきである。

(2) この「必要経費」について大綱には、特定支出の範囲に、資格取得費の他「図書費、衣服費及び交際費(以下「勤務必要経費」といいます。)」を追加することが明記された。

しかし、勤務必要経費は、これらの費用に限られるものではなく、「必要経費」の範囲が狭いので、「図書費、衣服費、交際費その他給与所得を生ずべき行為について生じた費用」に拡大すべきである。

## 2. 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例について

[ 要望内容 ]

12月分の源泉所得税の納期限を翌年1月20日に統一すべきである。

[ 要望理由 ]

大綱には「源泉徴収にかかる所得税の納期の特例について、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を翌年1月20日とします。給与・退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例を廃止します。」とある。

これらの特例の申請及び届出は同一様式でなされており、手続きなど実務上当然に行われていることを法律上整備することである。

だが、源泉徴収に係る所得税の納期の特例適用者以外の者は給与等に係る12月分源泉所得税の納期限は翌年1月10日のままである。

1月10日を納期限とすることは年末調整事務や年末年始の休暇等で源泉徴収義務者にとって過重の事務負担となっている。したがって、給与等に係る12月分の源泉所得税の納付期限は納期の特例適用者に限らず1月20日に統一すべきである。

## 3. 相続税の連帯納付義務について

[ 要望内容 ]

延納、納税猶予に加えて物納が許可される場合にも連帯納付義務を解除すべきである。また、一旦解除された連帯納付義務は、復活することがない旨明記すべきである。

[ 要望理由 ]

(1) 法第34条1項の規定により、すべての相続人及び相続時精算課税適用者は相続税について互いに連帯納付義務を負うこととされている。大綱には「相続税の連帯納付義務について、申告期限等から5年を経過した場合、及び納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合には連帯納付義務を解除します。」とある。相続税法では納付の特例として、担保の徴収を要件に、延納又は物納による納付を認めている。物納の申請が認められる場合においても、延納と同様に他の共同相続人等に納付義務を負わせる必要性は生じない。

よって、延納、納税猶予に加えて物納が許可される場合においても、連帯納付義務を解除すべきである。

(2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予(措置法第70条の7の2)には、適用後5年間は雇用の8割を維持しなければならない等の厳しい要件があり、納税猶予を継続

することが困難な場合がある。

よって、たとえ納税猶予が打ち切られた場合であっても、一旦解除された連帯納付義務が復活することがないように、その旨きちんと明記すべきである。

以上